

電子入札における入札後の辞退の取扱いの一部変更について

電子入札における入札後の辞退については平成22年4月より、次のとおり取り扱っておりますが、平成30年3月より一部取扱いを変更しますので、登録業者各位におかれましては、内容を十分確認のうえ、遺漏なきようご注意ください。なお、入札後の辞退は、入札者からの申し出により特に必要と判断される場合に限り認めるものです。安易に入札後の辞退をすることのないよう十分注意し、開札前に余裕をもって入札辞退届を提出するようご配慮ください。

記

1 変更内容

電子入札における入札後の辞退については、従来は、電子入札システム及び入札執行調書へ辞退者を表示しておりませんでしたが、今後は辞退者を表示した上で「辞退」と表記することとします。

※以下は従来と変更ありません

2 辞退を認める場合

- (1) 錯誤により入札書を提出したとき。
- (2) 建設工事の一般競争入札（条件付）において、配置を予定していた技術者が病休若しくは退職、又は他の受注工事に配置するなどの理由により、入札公告に記載した配置予定技術者の要件を満たす技術者（指名競争入札にあつては、落札者となった場合に配置できる技術者）がいなくなったとき。
- (3) 建設工事の一般競争入札（条件付）において、入札公告に記載した施工実績要件を満たしていないことが判明したとき。
- (4) その他入札参加者からの申出により、やむを得ないと判断したとき。

3 辞退手続について

- (1) 提出方法
入札辞退届（電子入札用）に必要事項を記入、押印のうえ、契約課へ提出する。
※様式は、契約課ホームページの「様式集」のページからダウンロードすること。
- (2) 辞退届受付期限
入札書提出後、開札執行日時までの間

4 その他注意事項

- (1) 入札者は、入札辞退届を提出することにより開札執行前に限り入札を辞退できるものとするが、いかなる場合でも開札執行後の入札の撤回等はできないので注意すること。
- (2) 建設工事の一般競争入札（条件付）において、「落札候補者となったにもかかわらず、配置予定技術者がいないことを理由に入札参加資格審査で失格となった場合（指名競争入札にあつては、落札者となったにもかかわらず配置可能な技術者がいないことを理由に契約の締結ができない場合）」、「明らかに施工実績要件等の入札参加資格要件を満たさないにもかかわらず落札候補者となり、入札参加資格審査で失格となった場合」及び「落札候補者となったにもかかわらず、正当な理由なく入札参加資格審査申請を行わない場合」は入札の秩序を乱す行為として指名停止措置の対象とするので、十分注意すること。

5 変更時期

平成30年3月23日（金）以降公告（指名通知）分から